

富山県報

毎週月・水・金曜日発行

平成27年9月30日

水曜日

第 3964 号

目 次

条 例

○富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例	2
○県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給 条例の一部を改正する条例	
○過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例	3
○富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例	5
○富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める條 例の一部を改正する条例	10
○富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例	
○富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	11
○富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	12
○富山県運河管理条例の一部を改正する条例	13
○富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持 管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例	14

条 例

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例、県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例、過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例、富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例、富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例、富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例、富山県運河管理条例の一部を改正する条例及び富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例を公布する。

平成27年9月30日

富山県知事 石井 隆一

富山県条例第52号

富山県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例

富山県住民基本台帳法施行条例（平成14年富山県条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第30条の8第1項第2号」を「第30条の15第1項第2号」に改める。

第3条中「第30条の9第1項」を「第30条の40第1項」に改める。

第8条を削る。

第9条中「第30条の37第2項」を「第30条の32第2項」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とする。

附 則

この条例は、平成27年10月5日から施行する。

（市町村支援課）

富山県条例第53号

県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例及び富山県職員等退職手当支給条例の一部を改正する条例

（県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例の一部改正）

第1条 県職員及び県費負担教職員の再任用に関する条例（平成13年富山県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）附則第18条の2第1項第1号」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）附則第7条の3第1項第4号」に改める。

（富山県職員等退職手当支給条例の一部改正）

第2条 富山県職員等退職手当支給条例（昭和37年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項各号列記以外の部分中「地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項」を「厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第47条第2項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(人事課)

富山県条例第54号

過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例

第1条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例（昭和39年富山県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第1条に次の1号を加える。

(4) 地域再生法（平成17年法律第24号）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に記載されている同法第5条第4項第4号に規定する地方活力向上地域（以下「地方活力向上地域」という。）

第2条第2項中「減価償却資産（）の次に「所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は」を加える。

第4条第1項第3号の表中「いう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第3項中「取得価格」を「取得価額」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（地方活力向上地域内における不均一課税）

第4条の2 地方活力向上地域内において地域再生法第5条第19項の規定による同法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第4号に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）の公示の日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。以下「地域再生計画の公示の日」という。）から平成30年3月31日までの期間内に、地域再生法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域特定業務施設整備計画の認定を受けた同条第4項に規定する認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後2年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の期間内に、特定業務施設（同法第5条第4項第4号に規定する特定業務施設をいう。）の用に供する減価償却資産を新設し、又は増設した者（青色申告書を提出する個人又

は法人に限る。) に対して課する次の各号に掲げる県税の税率は、富山県税条例第58条、第65条の3、第76条又は第167条の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業税 地域再生法第17条の2 第1項第1号に掲げる事業を実施する場合であつて、当該新設し、又は増設した減価償却資産を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後当該事業の用に供した日から起算して3年以内に終了する各年又は各事業年度について、当該各年又は各事業年度に係る所得金額又は収入金額のうち、当該減価償却資産に係るものとして規則で定めるところにより計算した額に対して課するもの 富山県税条例第58条又は第65条の3に定める税率に100分の10を乗じて得た率
- (2) 不動産取得税 当該新設し、又は増設した減価償却資産である建物及びその敷地である土地の取得(地域再生計画の公示の日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該建物の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。) に対して課するもの 100分の0.4
- (3) 県固定資産税 当該新設し、又は増設した減価償却資産に対して法第342条の規定によつて市町村が最初に固定資産税を課すべきこととなる年度以後3箇年度において、当該減価償却資産に係る機械及び装置並びに構築物(地域再生計画の公示の日以後において取得した機械及び装置並びに構築物に限る。) に対して課するもので、次に掲げる事業の区分に応じ、それぞれ次に定める率

ア 地域再生法第17条の2 第1項第1号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.7

イ 地域再生法第17条の2 第1項第2号に掲げる事業 次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める税率

年度の区分	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.467
第3年度	100分の0.933

2 前項の減価償却資産の規模は、当該減価償却資産の取得価額の合計額が3,800万円（租税特別措置法第10条第4項に規定する中小企業者に該当する個人、同法第42条の4第6項第4号に規定する中小企業者及び同法第68条の9第6項第4号に規定する中小連結法人にあっては、1,900万円）以上のものとする。

第5条中「又は前条の規定によつて」を「の規定による」に改め、「課税免除又は」の次に「第4条若しくは前条の規定による県税の」を加える。

第6条各号列記以外の部分中「第4条」の次に「若しくは第4条の2」を加える。

附則第6項中「第4条第1項」を「第4条第1項第2号及び第4条の2第1項第2号」に、「同項」を「これら」に改める。

附則第8項中「第4条第1項第1号」の次に「及び第4条の2第1項第1号」を加え、「同号」を「これら」に改める。

第2条 過疎地域等における県税の特別措置に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条の2第2項中「第10条第4項」を「第10条第6項第4号」に、「中小企業者に該当する個人」を「中小事業者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成28年1月1日から施行する。

(税務課)

富山県条例第55号

富山県利賀芸術公園条例等の一部を改正する条例

(富山県利賀芸術公園条例の一部改正)

第1条 富山県利賀芸術公園条例(平成6年富山県条例第41号)の一部を次のように改正する。

第16条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第19条の次に次の1条を加える。

(過料)

第20条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第7条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第16条の規定に違反した者

(3) 第18条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

(富山県立山山麓家族旅行村条例の一部改正)

第2条 富山県立山山麓家族旅行村条例(昭和56年富山県条例第3号)の一部を次のように改正する。

第14条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

第17条の次に次の1条を加える。

(過料)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

(1) 第5条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

(2) 第14条の規定に違反した者

(3) 第16条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者

(富山県花総合センター条例の一部改正)

第3条 富山県花総合センター条例(昭和62年富山県条例第4号)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(遵守事項等)

第8条の2 花センターに入所した者(以下この条において「入所者」という。)は、次に掲げる事項を守らなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 他の入所者に迷惑となる行為をしないこと。
- (2) 施設、附属設備、植物又は植物に関する資料（以下「施設等」という。）を汚損し、又は損傷しないこと。
- (3) 施設等を汚損し、若しくは損傷するおそれのある物品又は動物若しくは植物を持ち込まないこと。
- (4) その他知事が特に指示した事項

2 知事は、入所者が前項の規定に違反したときは、その者に退所を命ずることができる。

第9条第2項第2号中「施設又は附属設備」を「施設等」に改める。

第12条の次に次の1条を加える。

（過料）

第13条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第8条の2第1項の規定に違反した者
- (2) 第8条の2第2項の規定による知事の命令に違反した者

2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者については、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処する。

（富山県21世紀の森条例の一部改正）

第4条 富山県21世紀の森条例（昭和58年富山県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第6条第3号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第6号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の1号を加える。

- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第15条の次に次の1条を加える。

（過料）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第5条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者

- (2) 第 6 条の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第14条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- (富山県植物公園条例の一部改正)

第 5 条 富山県植物公園条例（平成 5 年富山県条例第54号）の一部を次のように改正する。

目次中「第15条・第16条」を「第15条—第17条」に改める。

第16条の次に次の 1 条を加える。

(過料)

第17条 次の各号のいずれかに該当する者は、5 万円以下の過料に処する。

- (1) 第 7 条第 1 項の規定に違反した者
 - (2) 第 7 条第 2 項の規定による知事の命令に違反した者
- (富山県有峰森林文化村条例の一部改正)

第 6 条 富山県有峰森林文化村条例（平成14年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

第 6 条の次に次の 1 条を加える。

(行為の禁止)

第 6 条の 2 森林文化公園においては、何人も、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

- (1) 森林文化公園を損傷し、又は汚損すること。
- (2) 竹木を伐採し、又は植物を採取すること。
- (3) 土石、竹木等の物件を堆積すること。
- (4) 土石の採取その他の土地の形質の変更をすること。
- (5) 動物を捕獲し、又は殺傷すること。
- (6) 貼り紙、貼り札その他の広告物を表示すること。
- (7) 知事が指定した立入禁止区域内に立ち入ること。
- (8) 知事が指定した場所以外の場所に車両を乗り入れること。
- (9) 知事が指定した場所以外の場所でたき火をすること。
- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第20条中「第18条第 1 項又は第 2 項の規定による知事の命令に違反した者」を

「次の各号のいずれかに該当する者」に改め、同条に次の各号を加える。

- (1) 第6条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
 - (2) 第6条の2の規定に違反して同条各号に掲げる行為をした者
 - (3) 第18条第1項又は第2項の規定による知事の命令に違反した者
- (富山県港湾管理条例の一部改正)

第7条 富山県港湾管理条例（昭和37年富山県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第3条第1項第1号中「外かく施設」を「外郭施設」に改め、同項第5号を次のように改める。

- (5) 港湾施設（知事が指定するものに限る。）の他の利用者に迷惑となる行為をすること。

(富山県立都市公園条例の一部改正)

第8条 富山県立都市公園条例（昭和52年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第4条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第4条第3号中「^{ない}堆積」を「堆積」に改め、同条第6号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の1号を加える。

- (10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第20条第1項中第2号を第3号とし、同項第1号中「第4条各号の一」を「第4条各号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 第2条第1項又は第3項（第17条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第2条第1項各号に掲げる行為をした者

(富山県置県百年記念県民公園条例の一部改正)

第9条 富山県置県百年記念県民公園条例（昭和58年富山県条例第4号）の一部を次のように改正する。

第9条各号列記以外の部分中「みだりに」を削り、同条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めるものについては、この限りでない。

第9条第3号中「堆積」を「堆積」に改め、同条第6号中「はり紙、はり札」を「貼り紙、貼り札」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 他の利用者に迷惑となる行為をすること。

第22条第1項中第2号を第3号とし、同項第1号中「第9条各号のいずれか」を「第9条各号」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 第7条第1項又は第3項（前条においてこれらの規定を準用する場合を含む。）の規定に違反して第7条第1項各号に掲げる行為をした者

第27条中「及び第18条」を「、第18条及び第22条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して20日を経過した日から施行する。

(文書総務課)

富山県条例第56号

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

富山県児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年富山県条例第71号）の一部を次のように改正する。

附則第6条中「又は看護師」を「、看護師又は准看護師」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(児童青年家庭課)

富山県条例第57号

富山県薬事研究所条例の一部を改正する条例

富山県薬事研究所条例（昭和60年富山県条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表中「3,100円」を「5,100円」に改める。

附 則

この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(くすり政策課)

富山県条例第58号

富山県公営企業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第2条第6項の表富山県営富山駐車場の項を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年10月1日から施行する。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正)

2 富山県営駐車場管理条例（昭和51年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第1条及び別表中「及び富山県営富山駐車場」を削る。

(富山県営駐車場管理条例の一部改正に伴う経過措置)

3 平成27年9月30日までにこの条例による改正前の富山県公営企業の設置等に関する条例第1条第4号の規定に基づいて設置された富山県営富山駐車場（以下「旧富山駐車場」という。）に入庫した自動車で同日までに出庫しなかったものの当該駐車に係る普通料金については、前項の規定による改正後の富山県営駐車場管理条例（以下「新駐車場管理条例」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 附則第2項の規定による改正前の富山県営駐車場管理条例（以下「旧駐車場管理条例」という。）第8条ただし書の規定により発行した富山県営富山駐車場の回数券は、平成27年9月30日までに旧富山駐車場に入庫した自動車で同日までに

出庫しなかったものが同日後に出庫する場合に限り、使用することができる。

- 5 旧駐車場管理条例第 8 条ただし書の規定により発行した富山県営富山駐車場の回数券に係る料金の還付については、新駐車場管理条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(企・経営管理課)

富山県条例第59号

富山県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

富山県病院事業の設置等に関する条例（昭和41年富山県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

- 2 前条に規定する病院の診療科目及び病床数は、次のとおりとする。

病院の名称	診療科目	病床数
中央病院	内科 精神科 神経内科 小児科 外科 整形外科 形成外科 脳神経外科 呼吸器外科 心臓血管外科 小児外科 産婦人科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科口腔外科 放射線科 麻酔科	一般病床 665 床 結核病床 16 床 感染症病床 2 床 精神病床 50 床
リハビリ病院・こどもセンター	内科 精神科 神経内科 小児科 整形外科 脳神経外科 皮膚科 泌尿器科 眼科 耳鼻咽喉科 リハビリテーション科 歯科	一般病床 202 床

第 3 条第 3 項を削る。

第 4 条第 3 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 5 条ただし書中「ものについては、」を「場合にあつては」に、「をもつてこれに代える」を「により徴収し、駐車料金を徴収する場合にあつては口頭又は掲示の方法により現金で徴収する」に改める。

別表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第2（第4条関係）

使用料の名称	区分	単位	金額	備考
駐車料金	患者（付添人を含む。）	入場した時から8時間を超える時間30分までごとにつき1台	100円	「休診日」とは、次に掲げる日をいう。 (1) 日曜日及び土曜日 (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）
	その他（休診日以外の日の午前6時から午後6時までごとにつき1台のまでに入場した場合）	入場した時から4時間を超える時間30分までごとにつき1台	100円	
	使用者（上記以外の時間に入場した場合）	入場した時から2時間を超える時間30分までごとにつき1台	100円	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年1月6日から施行する。ただし、第3条の改正規定及び次項の規定（第11条第2項の改正規定を除く。）は、平成28年1月1日から施行する。

(富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例の一部改正)

- 2 富山県リハビリテーション病院・こども支援センター条例（平成26年富山県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「）別表」を「）別表第1」に改める。

附則第6項のうち富山県病院事業の設置等に関する条例第2条の表の改正規定中「富山県リハビリテーション病院・こども支援センター」の次に「（以下「リハビリ病院・こどもセンター」という。）」を加える。

(医務課)

富山県条例第60号

富山県運河管理条例の一部を改正する条例

富山県運河管理条例（昭和37年富山県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条中「富山市湊町」を「富山市湊入船町」に改める。

第7条各号列記以外の部分に次のただし書きを加える。

ただし、知事が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条の改正規定は、公布の日から施行する。

(港湾課)

富山県条例第61号

富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例及び富山県流域下水道条例の一部を改正する条例

(富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例の一部改正)

第1条 富山県下水道法に基づく流域下水道の構造の技術上の基準及び終末処理場の維持管理に関する条例（平成24年富山県条例第52号）の一部を次のように改正する。

第1条、第3条及び第8条各号列記以外の部分中「第25条の10第1項」を「第25条の18第1項」に改める。

(富山県流域下水道条例の一部改正)

第2条 富山県流域下水道条例（昭和62年富山県条例第41号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第25条の2第1項」を「第25条の10第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(都市計画課)

平成27年9月30日印刷発行

発 行 富

山 県

富山県富山市新総曲輪1番7号

電話富山 076-444-3153番
